

教第11号議案

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について
神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年7月8日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

市内全域において、原則として園区を教育・保育提供区域に改めるにあたり、
規則を改正する必要があるため。

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区	小学校又は義務 教育学校	幼稚園	区	小学校又は義務 教育学校	幼稚園
東灘区	東灘	東 灘 の ぞ み、魚 崎、御 影	東灘区	本山第一	東灘のぞみ
	本庄			本山第三	
	本山南			住吉	魚 崎
	福池			向洋	
	魚崎			六甲アイランド	
	本山第一			渦が森	御 影
	本山第二			御影	
	本山第三			御影北	

	住吉 御影 渦が森 御影北 六甲アイランド 向洋			東灘 本庄 魚崎 本山南 福池 本山第二	東灘のぞ み、魚崎
灘区	成徳 高羽 鶴甲 西郷 六甲 灘 西灘 稗田 灘の浜 美野丘 摩耶 福住 六甲山	灘すずかけ	灘区	高羽 灘（六甲町、稗原 町、永手町４・５、 森後町２・３） 鶴甲 六甲（神前町、篠 原南町１―４・５ （１―７番）、日 尾町２・３、八幡 町２―４、将軍 通） 六甲山 成徳（大和町、中 郷町、徳井町、桜 口町、備後町、深 田町） 成徳（記田町、浜 田町、友田町） 西郷 灘（琵琶町、下河 原通、神ノ木通、 千旦通、上河原	灘すずかけ 御影、灘す ずかけ 御影、灘す ずかけ、あ づま 灘すずか け、あづま

中央区	上筒井 なぎさ 宮本 春日野 雲中 中央 こうべ 山の手 港島学園	あづま、神 戸、港島
	湊 神戸祇園（楠町、 橘通1・2、多聞 通1・2、元町高 架通（2番 314—321号、3番 1・16—18号））	あづま、神 戸、港島、兵 庫くすのき

	通） 西灘 稗田 六甲（篠原本町1 —4・5（1—3 番）、篠原中町1 —5、宮山町3、 山田町3（2番）） 美野丘 摩耶 福住 灘の浜	
中央区	雲中 春日野 上筒井 宮本 なぎさ 中央	あづま
	こうべ 山の手	神戸
	湊 神戸祇園（楠町、くすのき 橘通1・2、多聞 通1・2、元町高 架通（2番 314—321号、3番 1・16—18号））	神戸、兵庫
	港島学園	港島

兵庫区	[略]	[略]	兵庫区	[略]	[略]
	<u>和田岬</u>			<u>明親</u>	
	<u>明親</u>			<u>浜山</u>	
	<u>浜山</u>			<u>和田岬</u>	
北区	花山	やまびこ、	北区	有馬	有野、から
	谷上	山田		ありの台	と
	箕谷			有野	有野
	桂木			藤原台	
	広陵			西山	
	筑紫が丘			唐櫃	からと
	桜の宮			大池	からと、や
	甲緑				まびこ
	山田			花山	やまびこ
	小部東			谷上	
	小部			箕谷	山田、やま
	泉台			山田（山田町原野	びこ
	鈴蘭台			（字大山ユーロ	
	北五葉			フォーラム神戸	
	南五葉			北町を除く）	
	君影			広陵	
	星和台			筑紫が丘	
	ひよどり台			甲緑	
	藍那			桜の宮	
	大池	からと、や		泉台	
		まびこ、山		桂木	
		田		小部	
	有馬	有野、から		小部東	
	有野	と、道場、大		鈴蘭台	

藤原台	沢、長尾、淡
西山	河好徳
ありの台	
唐櫃	
道場	
大沢	
長尾	
鹿の子台	
好徳	
淡河	
八多学園	

長田区	[略]	[略]
<u>室内</u>		
<u>名倉</u>		
<u>丸山ひばり</u>		
[略]		
<u>駒ヶ林</u>		
[略]		

北五葉	
南五葉	
星和台	
君影	
藍那	
山田（山田町衝 原・坂本・西下・ 東下・中・福地、 青葉台、柏尾台）	山田
ひよどり台	名谷きぼう の丘
道場 鹿の子台	道場
八多学園	有野、から と、道場、大 沢、長尾、淡 河好徳
大沢	大沢
長尾	長尾
好徳 淡河	淡河好徳

長田区	[略]	[略]
<u>丸山ひばり</u>		
<u>名倉</u>		
<u>室内</u>		
[略]		
<u>駒ヶ林</u>		
[略]		

須磨区	[略]	[略]	須磨区	[略]	[略]
	高倉台	[略]	[略]	板宿	[略]
	多井畑			東須磨（大手町 1	
	板宿			— 6・7（5 番 1	
	東須磨（大手町 1			— 7 号を除く。）・	
	— 6・7（5 番 1			8・9、大手、上	
	— 7 号を除く。）・			細沢町、奥山畑	
	8・9、大手、上			町、若木町、板宿	
	細沢町、奥山畑			町 3（1 番 15—26	
	町、若木町、板宿			号）、東須磨（青	
	町 3（1 番 15—26			山・月見山・月見	
	号）、東須磨（青			山下・新池を除	
	山・月見山・月見			く。))	
	山下・新池を除			高倉台	
	く。))			妙法寺	
	若草			横尾	
	妙法寺			多井畑	
	横尾			南落合	
	白川			東落合	
	神の谷			花谷	
	松尾			白川	
	東落合			松尾	
	花谷			神の谷	
	南落合			西落合	
	西落合			竜が台	
	竜が台			菅の台	
	菅の台			若草	
垂水区	塩屋北	青山台こば	垂水区	下畑台	名谷きぼう

下畑台	と、たるみ、
つつじが丘	小東山
塩屋	
乙木	
東垂水	
名谷	
福田	
高丸	
千鳥が丘	
千代が丘	
垂水	
霞ヶ丘	
東舞子	
舞子	
西舞子	
西脇	
多聞東	
小東山	
舞多聞	
多聞の丘	
多聞台	
神陵台（南多聞台 1（9番を除く。）・2・3（1—6番）・4（5—15番）・5・6、 神陵台1・2（1番）・3・4・6）	青山台こばと、たるみ、小東山、いかわ

つつじが丘	の丘、青山
名谷	台こばと、たるみ、小東山
塩屋北	青山台こばと
塩屋	
東垂水	
乙木	
千鳥が丘	たるみ、小東山
高丸	
千代が丘	
垂水	
霞ヶ丘	
東舞子	
西脇（清水が丘1—3、南多聞台3（7・8番）、本多聞1）	
舞子	
西舞子	
神陵台（南多聞台1（9番を除く。）・2・3（1—6番）・4（5—15番）・5・6）	
多聞東	
多聞の丘	
福田	青山台こばと

					と、たるみ
				西脇（神陵台 5、南多聞台 1（県営明舞住宅）、西脇 1・2） 多聞台 神陵台（神陵台 1・2（1番）・3・4・6）	小東山、いかわ、たるみ
				舞多聞、小東山	小東山
西区	神陵台（伊川谷町（有瀬（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第 2 高層住宅））） 東町 小寺 長坂 有瀬 伊川谷	小東山、太山寺、いかわ、櫛谷、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野岩岡	西区	長坂 神陵台（伊川谷町（有瀬（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第 2 高層住宅）））	小東山、いかわ
	太山寺 井吹東 井吹西 井吹の丘 櫛谷 糺台 狩場台	太山寺、いかわ、櫛谷、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡		太山寺	太山寺
				小寺 東町	小東山、太山寺
				有瀬 伊川谷	小東山、いかわ、玉津第二
				井吹東 井吹西 井吹の丘 櫛谷	櫛谷

備考	竹の台	備考	糺台	備考
	檜野台		狩場台	
	木津		木津	
	桜が丘		桜が丘	
	押部谷		押部谷	
	月が丘		月が丘	
	北山		北山	
	高和		高和	
	高津橋		高津橋	
	玉津第一		玉津第一	
	枝吉		枝吉	
	出合		出合	
	美賀多台		平野	
	春日台		神出	
	平野		岩岡	
神出	春日台			
岩岡	檜野台			
	竹の台			
	美賀多台			
備考 [略]		備考 [略]		

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）の概要

1. 改正の趣旨

神戸市教育委員会では、公・私立の教育・保育施設一体で幼児教育・保育をさらに推進し、市内の幼児教育・保育の将来にわたる充実につなげるため、令和 6 年 9 月に「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について（方針）」を定めた。

また、同方針に則り、幼稚園教育期間全体を通じて教育機会を保障する観点から、きめ細やかな支援が必要な幼児等を区役所等と連携して支援するとともに、保護者の通園の選択肢を確保するため、各幼稚園に就園可能な地域（園区）を原則としてその園が立地する教育・保育提供区域（※）単位に改めるもの。

※ 行政区、北神区役所管内及び北須磨支所管内の 11 区域

2. 改正の概要

令和 7 年 10 月の園児募集より、原則として、神戸市内全域において園区を教育・保育提供区域に改める。

市立幼稚園がない区域、従来から区域外の一部を園区と設定していた場合等については、別紙のとおり園区を設定する。

3. 施行予定日 公布の日から施行

別紙

小学校区	通園できる幼稚園
湊小学校、神戸祇園小学校（住所が中央区の場合）	あづま幼稚園、神戸幼稚園、港島幼稚園、兵庫くすのき幼稚園
大池小学校	やまびこ幼稚園、山田幼稚園、からと幼稚園
夢野の丘小学校（住所が長田区の場合）、水木小学校（住所が長田区の場合）、室内小学校、名倉小学校、丸山ひばり小学校、宮川小学校、池田小学校、蓮池小学校、長田小学校、五位ノ池小学校、御蔵小学校、真野小学校、長田南小学校、真陽小学校、駒ヶ林小学校	兵庫くすのき幼稚園、名谷きぼうの丘幼稚園
だいいち小学校、若宮小学校、西須磨小学校、北須磨小学校、東須磨小学校（住所が山陽電鉄以南の場合）	兵庫くすのき幼稚園、名谷きぼうの丘幼稚園
神陵台小学校（住所が垂水区の場合）	青山こぼと幼稚園、たるみ幼稚園、小束山幼稚園、いかわ幼稚園
神陵台小学校（住所が西区の場合）、東町小学校、小寺小学校、長坂小学校、有瀬小学校、伊川谷小学校	太山寺幼稚園、いかわ幼稚園、櫛谷幼稚園、おしんべ幼稚園、たまつ幼稚園、玉津第二幼稚園、平野幼稚園、岩岡幼稚園、小束山幼稚園

※ 灘区、北区（本区）、垂水区については、令和 7 年度から 3 年保育を開始し、通園事情が変化したことから、園区を教育・保育提供区域に改める。

神戸市立幼稚園園則の改正に関する市民意見の概要および神戸市教育委員会の考え方

○意見募集期間 令和7年5月12日（月）～令和7年6月10日（火）

○提出された意見 53通、86件

（その他、意見公募要件を満たさないご意見 43通、71件）

※ご意見は同様の趣旨のものをまとめて掲載しています。

また、趣旨を踏まえて要約していますので、ご了承ください。

1. 園区の見直しについての意見（7件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
1	現状の園区を維持すべき。	神戸市では、公・私立の教育・保育施設一体で幼児教育・保育をさらに推進し、市内の幼児教育・保育の将来にわたる充実につなげるため、令和6年9月に「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について（方針）」を定めています。
2	規則改正の内容がわかりにくい、説明が不足しているのではないか。	この度の改正は同方針に則り、幼稚園教育期間全体を通じて教育機会を保障する観点から、きめ細やかな支援が必要な幼児等を区役所等と連携して支援するとともに、保護者の通園の選択肢を確保するため、各幼稚園に就園可能な地域（園区）を原則としてその園が立地する教育・保育提供区域単位に改めるものです。

2. 改正の施行時期等について（2件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
3	園区改正により特定園の希望者が増えるのであれば、私立園を選ぶことも含めて、検討する時間が必要である。	保育所等の入園申請資料は例年9月下旬から配布開始され、それに前後して保護者が入園希望園の選定を始めることから、それに先立って7月下旬には改定内容を決定し、周知したいと考えています。
4	園区が変わると幼稚園探しをし直すことになる。早く知らせてほしい。	令和8年4月入園児の募集から適用しますので、市のホームページや各園での案内など周知に努めてまいります。

3. 通園手段について（7件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
5	園近くの駐車場を確保してほしい。	駐車や駐輪のスペースについては、設置・拡充が難しい園が多い状況ですが、限られた施設をいかに活用しながら教育活動を進めることができるのか、引き続きニーズや施設状況等を確認しながら検討していきたいと考えています。
6	スクールバスを走らせてほしい。	通園バスの運行には継続的にまとまった人数の利用が見込まれる必要があり、自家用車等で送迎される家庭も一定見込まれることから、運行には課題が多いと考えています。

4. きょうだい児の入園について（6件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
7	上の子供が通園中であり、きょうだいを同じ園に通わせたい。	きょうだいでの入園については、入園申込み時点で、該当園に既に兄弟姉妹が在園している場合で、入園後もその兄弟姉妹が同時に通園することになる場合は、優先的に入園できるものとして取り扱っています。 入園を希望する園にご相談ください。

5. 地域や従来の園区の幼児の優先について（8件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
8	園区を拡大するならば、現在の園区の幼児を優先すべきである。	3年保育未実施であった灘区、北区（本区）、垂水区で3年保育を開始したことを受け、幼児教育期間全体を通じて教育機会を保障する観点から、きめ細やかな支援が必要な幼児等を区役所等と連携して支援するとともに、保護者の通園の選択肢を確保することが今回の改正の趣旨であるため、地域優先枠等を設けることは考えていません。
9	地域住民優先枠を設け、地域コミュニティのつながりを維持してほしい。	
10	現在の園区の幼児をすべてを受け入れてから他の地域の受入れをすべきである。	

6. 小学校との連携について（1件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
11	園区を広げて公立小学校との連携ができるのか疑問である。	小学校と幼稚園の連携については、幼保小接続の取り組みを「神戸つばめプロジェクト」と名付け、市立小学校および公・私立の教育・保育施設の校園種を超えた取り組みを進めています。

7. 改正内容以外の意見（55件）

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
12	市内すべての園で3年保育を実施すべきである。	3年保育について、教育・保育提供区域内で未実施であった灘区、北区（本区）及び垂水区においても令和7年度から開始しました。
13	3歳児の定員枠を撤廃すべきである。	本市では、公・私立が連携・協調して幼児教育・保育ニーズに対応してきたところであり、引き続き、市立幼稚園（12園）を含む公・私立の教育保育施設全体で、各地域の3年保育のニーズに対応していきたいと考えています。

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
14	今後、園児数不足で保育が成立しなくなり、市立幼稚園が閉園（統廃合）するのではないかな。	本市では、公私が連携・協調して幼児教育・保育ニーズに対応していますが、少子化の進行や保育園等へのニーズ移行によって公・私立の幼稚園の園児数は年々大きく減少しており、経営努力を行っている私立幼稚園においても休園・閉園する園が生じています。 市立幼稚園では、園児数の減少により、効果的な集団保育を行うことが難しい園も出てきており、現状の課題に対応した再編を進める必要があると考え「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について（方針）」を策定しています。
15	各区に1つは市立幼稚園が必要ではないかな。	また、公・私立の教育・保育施設での教育・保育の質の向上を進めるため、市立幼稚園の役割を踏まえ、各教育・保育提供区域において1園は、園児数が一定の規模である間、市立幼稚園の運営を継続し、拠点としての機能・役割を担ってまいります。
16	支援が必要な園児の受入れについて定員一杯の場合どうするのかな。	支援を必要とする幼児の受入れに向けては、市立幼稚園が幼児教育の拠点として、施設類型を越えた特別支援教育に関する研修や通級指導の充実等に取り組むことにより、市立幼稚園で培ってきたノウハウ等を公・私立の各教育・保育施設と共有し、各施設でのより適切な保育や支援につなげていきます。
17	市立幼稚園の閉鎖でなく、こども園化を進めるべきである。	概ねどの地域においても、すでに保育園等の利用ニーズに対して保育施設が充足している状況であり、市立幼稚園に保育施設としての機能を付加して認定こども園に移行することには、慎重な検討が必要と考えています。 市立保育所の運営状況等も踏まえながら、認定こども園を所管する市長部局とも情報交換や協議をしてまいります。
18	「きめ細やかな支援が必要な幼児等を区役所等と連携して支援する」のではなく、市全体として支援すべきである。	市内すべての区役所では保育サービスコーディネーター等の職員が、保護者の相談に応じ、地域のさまざまな認定こども園、幼稚園を案内しています。 きめ細かな支援が必要な幼児等の受け入れについて、行政機関や周辺の教育・保育施設と連携して、周辺施設の利用に向けた支援を行うこととしています。
19	私立幼稚園では職員数が足りず、目が行き届かず、不適切な施設状況の園がある。	幼稚園設置基準では一学級の幼児数は原則35人以下とされており、各学級ごとに専任教員を1人置くことと定められています。 私立幼稚園についての職員数の不足など不適切な運営は、兵庫県学校教育課にて相談いただけます。 なお、幼稚園型認定こども園のように、教育の無償化・一部の園の給付費の支給など神戸市で給付を行っているものについては、市で確認する場合があります。

番号	意見の概要	意見に対する神戸市教育委員会の考え方
20	宗教法人による運営の私立幼稚園は、宗教上の理由から選択肢ができない場合がある。	英語教育をはじめ建学の精神に基づいて様々な特色ある教育を私立幼稚園等とは役割分担をしながら、市立幼稚園では標準的で質の高い教育活動の実践を進めており、遊びや生活の中で総合的に学びを深める教育活動に取り組んでいるところです。
21	私の住所は2年保育のみになる。3年保育を受けられない1年分の無償化の補助を交通費として支給してほしい。	今回の改正により市内すべての園区で市立の3年保育実施園が選択できるようになります。
22	近くの小学校で作った給食を運ぶなど、給食を導入できないか。	市立幼稚園において給食を提供することについては、施設や体制の整備など様々な課題があるものと考えています。